

# ASAHI NEWS

令和7年2月10日  
第179号

朝日税理士法人 城南支社  
TEL:03-3700-3331  
FAX:03-3700-8942  
<http://www.asahitax.jp>



## ■■■ 2月の主な予定 ■■■

### 税務・会計

2月 3日～3月17日令和6年分贈与税の申告

2月17日～3月17日令和6年分所得税の確定申告書

※固定資産税の納期限(第4期)

(納期限は各都道府県の条例で定められております。関連する各都道府県にお確かめください。)

### 経営・経済

2月 5日：米貿易収支発表(商務省)

2月 7日：景気動向指数速報発表(内閣府)

2月17日：GDP速報値発表(内閣府)

2月19日：貿易統計発表(財務省)

2月21日：全国消費者物価指数発表(総務省)

2月26日：G20財務省・中央銀行総裁会議(27日まで)

2月28日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



## 「年収の壁の見直し」

令和6年12月27日、令和7年度税制改正大綱が閣議決定されました。今回の改正項目の注目点のひとつが、「**年収の壁の見直し**」です。物価上昇への対応とともに就業調整にも対応するとの観点から、「基礎控除・給与所得控除の見直し」が税制改正大綱に盛り込まれました。以下、その内容についてご説明いたします。

### 年収の壁とは

年収が一定額を超えた場合には税金や社会保険料の負担が発生します。所得税については「103万円の壁」と言われる壁がありますが、今回の改正ではこのいわゆる「年収の壁」について見直しがされます。年収に応じた所得税、住民税及び社会保険料の現行の制度の取扱いは下記の通りですが、**現行では、年収が103万円を超えると所得税が課税されます。**

#### 【現行】

壁	住民税	所得税	社会保険料	扶養控除・特定扶養控除	配偶者控除	配偶者特別控除
100万円	100万円超で住民税課税(※1)	非課税	加入義務なし	控除あり	控除あり	—
<b>103万円</b>	課税	<b>103万円超で所得税課税</b>	加入義務なし	<b>控除あり(103万円以下)</b>	<b>控除あり(103万円以下)</b>	—
106万円	課税	課税	加入義務あり(※2)	—	—	控除あり
130万円	課税	課税	加入義務あり(※3)	—	—	控除あり
150万円	課税	課税	加入義務あり	—	—	控除あり(150万円超から201.6万未満まで段階的に縮小)

※1:自治体によって金額の基準は異なります。

※2:106万円(月額8.8万円)を超え、勤務先の企業規模等一定の要件を満たした場合には、加入義務が発生します。

※3:130万円以上となった場合に、会社の社会保険に加入していないときは、国民年金・国民健康保険料の加入義務があります。

### 基礎控除・給与所得控除の見直し

基礎控除の最高額が**48万円から58万円に**、また給与所得控除の最高額が**55万円から65万円に**、各10万円、**合計で20万円引き上げられます**。現在の控除額となった平成7年から令和5年にかけて、消費者物価が20%上昇していることを根拠としています。

これにより、上記の所得税の103万円の壁が**123万円の壁に変更になります**。

改正後は、**123万円以下までは所得税が非課税**になり、配偶者や扶養者の配偶者控除や扶養控除も受けられるようになります。しかし、現行のまま社会保険料の調整がないときには、106万円を超え一定の場合には、社会保険の加入義務が発生します。



**【基礎控除】** 令和7年分以後の所得税について、納税者の合計所得金額に応じて、2,500万円まで適用されます。

合計所得金額	所得税		個人住民税
	現行	改正案	改正無し
2,350万円以下	48万円	<b>58万円</b>	43万円
2,350万円超2,400万円以下	48万円	48万円	43万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円	32万円	29万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円	16万円	15万円

**【給与所得控除】** 令和7年分以後の所得税、令和8年分以後の個人住民税について適用されます。

最低保障額が適用される給与収入(※1)である場合、控除額が定額であることに対応するため、現行の55万円から**65万円に引き上げられます**。

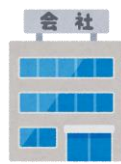
※1 最低保障額が適用される給与収入は、162万5千円以下

※2 給与所得の源泉徴収税額表及び公的年金等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後適用

※3 個人住民税についても同様に引き上げ

# 中小企業者等に係る法人税の軽減税率の見直し等

中小企業者等に適用される法人税率は、**所得金額800万円まで**部分に対しては**期間限定で15%**とされています。中小企業は人手不足や物価高の影響を受けやすい等の理由から、その期限が2年延長されます。ただし、中小企業の中でも**所得が高い法人やグループ通算制度の適用を受ける法人に対しては一定の見直し**がおこなわれます。



## 改正の内容

※紙面の都合上、適用除外事業者や中小通算法人についての説明は省略しています。

区分 対象所得金額				開始事業年度			
				～R7.3.31	R7.4.1～R9.3.31		R9.4.1～
				軽減税率	所得金額	軽減税率	本則税率
普通法人	資本金1億円以下の法人など	年800万円以下の部分	下記以外の法人	15%	年10億円以下	15%	19%
					年10億円超	17%	
				適用除外事業者	19%		
	年800万円超の部分			23.2%			
上記以外の普通法人				23.2%			
協同組合等		年800万円以下の部分		15%	年10億円以下	15%	19%
		年800万円超の部分			19%		
公益法人等	公益社団法人、公益財団法人または非営利型法人、公益法人等とみなされるもの	収益事業から生じた所得	年800万円以下の部分	15%	年10億円以下	15%	19%
					年800万円超の部分	23.2%	
	上記以外の公益法人等	年800万円以下の部分	15%	年10億円以下	15%	19%	
				年800万円超の部分	19%		
人格のない社団等		年800万円以下の部分		15%	年10億円以下	15%	19%
		年800万円超の部分			23.2%		
特定の医療法人		年800万円以下の部分	下記以外の法人	15%	年10億円以下	15%	19%
					年10億円超	17%	
		年800万円超の部分			19%		

## 改正の影響

改正による令和7年4月1日から令和9年3月31日の間に開始する事業年度の税額への影響について、法人税に限った一例を挙げると、次のようになります。

資本金1億円以下の普通法人等でその事業年度の所得が10億円以下	影響なし
資本金1億円以下の普通法人等でその事業年度の所得が10億円超	$800万円 \times (17\% - 15\%) = 160,000円増$
グループ通算制度の適用を受ける法人のうち中小通算法人	$800万円 \times (19\% - 15\%) = 320,000円増$